

A 1 - 1 6 0

5 年 保 存 (常)
(平成31年12月31日まで)

F N . A 1 - 4 - 0

鹿 務 第 3 3 0 号

平 成 2 6 年 3 月 2 4 日

各 部 長

各 参 事 官 殿

各 所 属 長

本 部 長

担当	情報公関係	TEL	
----	-------	-----	--

開示請求等の特例に関する事務取扱要領の制定について（通達）

鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号）第23条に規定する開示請求等の特例による開示の実施については、「開示請求等の特例に関する事務取扱要領の制定について（通達）」（平成18年2月1日付け鹿相第10号。以下「旧通達」という。）により運用してきたところであるが、この度、警務部相談広報課の情報公関係及び文書係の業務が警務部警務課に移管されることに伴い、旧通達の内容を一部改正した（ の部分を変更した。）ので、各所属長にあっては、所属職員に周知徹底の上、その運用に誤りのないようにされたい。

なお、この通達は平成26年3月24日から施行し、旧通達は廃止する。

別添

開示請求等の特例に関する事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、鹿児島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）及び鹿児島県警察本部長（以下「本部長」という。）が行う鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第23条に規定する開示請求等の特例による開示（以下「簡易開示」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 簡易開示の対象となる個人情報

簡易開示の対象となる個人情報は、次に掲げる要件を満たす個人情報のうち、当該個人情報に係る事務を統括し、又は指導する本部の所属（以下「担当課」という。）が定めたものとし、試験、選考、認定等（以下「試験等」という。）の結果に限るものとする。

- (1) 開示に対する需要が高いと見込まれるもの
- (2) 一定の期間に開示請求が集中することが見込まれるもの
- (3) 情報の記録形態が定型的で開示に関する判断をあらかじめ一律に行うことができるもの
- (4) 実務上直ちに開示を実施することができるもの

第3 試験等の結果に係る個人情報の内容

試験等の結果に係る個人情報の内容は、原則として、得点（科目別得点を含む。以下同じ。）又は順位（ランクを含む。以下同じ。）とする。ただし、得点及び順位以外の要素により合否が判定される試験等については、当該試験等の性質及び内容、開示した場合の影響等個別の事情を勘案して、別の事項を定めることができる。

第4 簡易開示の公表等

1 簡易開示の開始

担当課は、簡易開示の対象とする試験等を定めたときは、当該試験等の実施の日の1月前までに、簡易開示開始（変更・廃止）通知書（別記第1号様式）を本部警務課に送付するものとする。この通知内容を変更し、又は簡易開示を廃止するときも同様とする。

2 簡易開示の公表

本部警務課は、前項の通知があったときは、試験等の名称、当該個人情報の内容並びに開示申出（条例第23条第2項に規定する申出をいう。以下同じ。）をすることができる期間及び場所を鹿児島県公報により告示するものとする。これらの内容を変更し、又は簡易開示を廃止するときも同様とする。

第5 簡易開示の期間及び場所

1 開示申出及び簡易開示ができる期間

開示申出及び簡易開示ができる期間は、原則として、当該試験等の結果の発表の日から起算して1月間とする。

2 簡易開示の公表

開示申出を受け、及び簡易開示を行う場所は、原則として、警察情報センター又は試験等を行った署の警務課とする。ただし、特別の理由がある場合は、その他の場所で行うことができる。

第6 簡易開示の実施方法等

1 開示申出の方法

開示申出の方法は、口頭その他担当課が適当と認める方法とする。ただし、郵送、電話、ファクシミリ又は電子メール（以下「郵送等」という。）による申出は、本人の確認が十分にできないため、認めないものとする。

2 簡易開示の実施方法

(1) 開示申出があったときは、担当課又は署の職員は、第7の2により開示申出者が本人であることを確認の上、直ちに、第3により定めた当該個人情報の内容を開示するものとする。

(2) 簡易開示は、次に掲げる方法のいずれかによるものとし、当該個人情報の内容が記録された公文書の写しの交付は行わないものとする。

ア 口頭による伝達

イ 当該個人情報の内容を転記した書類の交付

3 費用の徴収

簡易開示の実施に要する費用は、開示申出者から徴収しないものとする。

4 簡易開示の記録

担当課又は署は、簡易開示を行ったときは、開示申出の年月日、開示申出をした者の氏名その他必要な事項を簡易開示実施処理簿（別記第2号様式）に記入するものとする。

第7 開示申出者の本人確認

1 開示申出者

開示申出は、本人に限って認めるものとする。

2 本人確認の方法

当該個人情報の本人であることの確認は、次に掲げる書類のいずれかを提示してもらい、併せて本人の顔写真が貼付された受験申込書等と照合することにより行うものとする。ただし、顔写真による確認ができない場合は、本人であれば当然知っていると思われる事項等について質問するなど、本人であることの確認を慎重に行うものとする。

(1) 担当課又は担当課の委任を受けた者が個人情報の本人に交付した受験票、合格通知書等

(2) 運転免許証、旅券、学生証（顔写真が貼付されたものに限る。）又は顔写真が貼

付された国若しくは地方公共団体の機関が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等

第8 受験者等への通知

担当課は、所管する試験等について、簡易開示を実施するときは、次に掲げる事項を受験案内等に記載し、当該試験等の受験者等にあらかじめ周知するものとする。

- (1) 開示申出を受け、及び簡易開示を行う個人情報の内容（試験等の結果の項目）
- (2) 開示申出をすることができる期間及び時間
- (3) 簡易開示を行う場所
- (4) 開示申出は本人に限って認められること。
- (5) 本人であることを確認するために必要な書類
- (6) 郵送等による開示申出はできないこと。
- (7) その他必要と認める事項

第9 簡易開示の状況報告

担当課は、開示申出をすることができる期間が終了したときは、速やかに、簡易開示実施状況通知書（別記第3号様式）を本部警務課に送付するものとする。

なお、署で実施した簡易開示については、担当課を経由して、本部警務課に送付するものとする。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、簡易開示の実施に関し必要な事項は、担当課と本部警務課が協議して定める。

別記

第1号様式（第4関係）

1 年 未 満 保 存 (平成 年 月 日まで)

F N . A 1 - -
号 外
年 月 日

警務課長 殿

(担 当 課 長 名)

担当		TEL	
----	--	-----	--

簡易開示開始（変更・廃止）通知書

（鹿兒島県個人情報保護条例第23条に規定する開示請求等の特例による開示の実施について、下記のとおり定めた（変更した・廃止した）ので通知する。

記

簡易開示の対象となる 個人情報	試験等の名称	
	開示する内容	
簡易開示の開始日		
開示申出ができる期間		
開示申出及び簡易開示 の場所		
備考		

簡易開示実施処理簿

試験等の名称	
--------	--

No.	申出年月日	申出者氏名	受験番号等	本人確認書類	備考
				<input type="checkbox"/> 受験票 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 学生証 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
				<input type="checkbox"/> 受験票 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 学生証 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
				<input type="checkbox"/> 受験票 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 学生証 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
				<input type="checkbox"/> 受験票 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 学生証 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
				<input type="checkbox"/> 受験票 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 学生証 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
				<input type="checkbox"/> 受験票 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 学生証 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
				<input type="checkbox"/> 受験票 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 学生証 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
				<input type="checkbox"/> 受験票 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 学生証 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
				<input type="checkbox"/> 受験票 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 学生証 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
				<input type="checkbox"/> 受験票 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 学生証 <input type="checkbox"/> その他（ ）	

1 年 未 満 保 存
(平成 年 月 日まで)

F N . A 1 - - ,
号 外
年 月 日

警務課長 殿

(担 当 課 長 名)

担当		TEL	
----	--	-----	--

簡易開示実施状況通知書

鹿児島県個人情報保護条例第23条に規定する開示請求等の特例による開示の実施について、下記のとおり実施したので通知する。

記

試 験 等 の 名 称	
受 験 者 数	
開示した個人情報の内容	
実 施 し た 期 間	
開 示 件 数	
備 考	